

局所排気装置の定期自主検査は されていますか？

【定期自主検査とは】

局所排気装置の性能を維持することを目的として、労働安全衛生法第45条に義務付けられている一年以内ごとに一回の法定検査です。

また、実施した検査記録の三年間保存が義務付けられています。

検査を怠ると...

1.健康被害

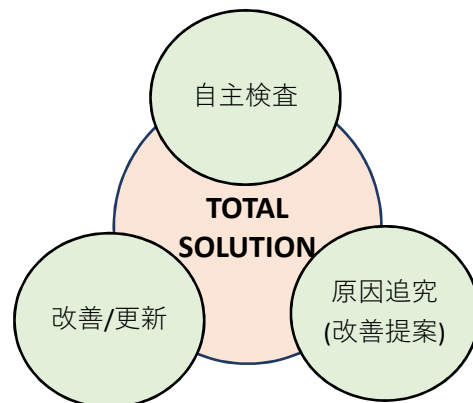
適正な換気がされていないと、有害物質はガス、蒸気、粉じんとなって室内に拡散され、呼吸器・皮膚・消化器等から人体に吸収されます。吸収量が代謝による対外排出を上回ることが長期間続くと中毒や内臓疾患等の健康上の被害、精神障害を引き起こします。

2.罰則

定期自主検査を実施していない場合、労働基準監督署の是正勧告対象となり、場合によっては罰金があります。

※実施記録を保存していない場合も是正勧告対象となります。

対象機器	検査頻度	検査箇所	検査内容
①局所排気装置 ②プッシュプル ③除じん装置	年1回	・捕集部 ・ダクト部 ・ファン ・排気ダクト ・防火ダンパー ・制御風速など	・破損・変形・腐食 ・摩耗・異音・振動 ・給油状態 ・配線緩み ・電圧電流 ・風量測定 など



検査結果に問題点があれば
装置改善のご提案から
部分補修及び新設施工まで
全面的に承ります。
まずはお気軽にご相談ください！



夏原工業株式会社
NATSUHARA Industrial Technologies Inc.

EP事業本部 環境サービス事業部

営業課：〒522-0201 滋賀県彦根市高宮町2688番地1
TEL:0749-26-3272 FAX:0749-26-3278

北陸営業所：〒930-0009 富山県富山市神通町一丁目5番30号
TEL:076-411-9833 FAX:076-411-9844